

# 第 1 章

## 地域中小企業知財戦略支援事業の概要

# 第1章 地域中小企業知財戦略支援事業の概要

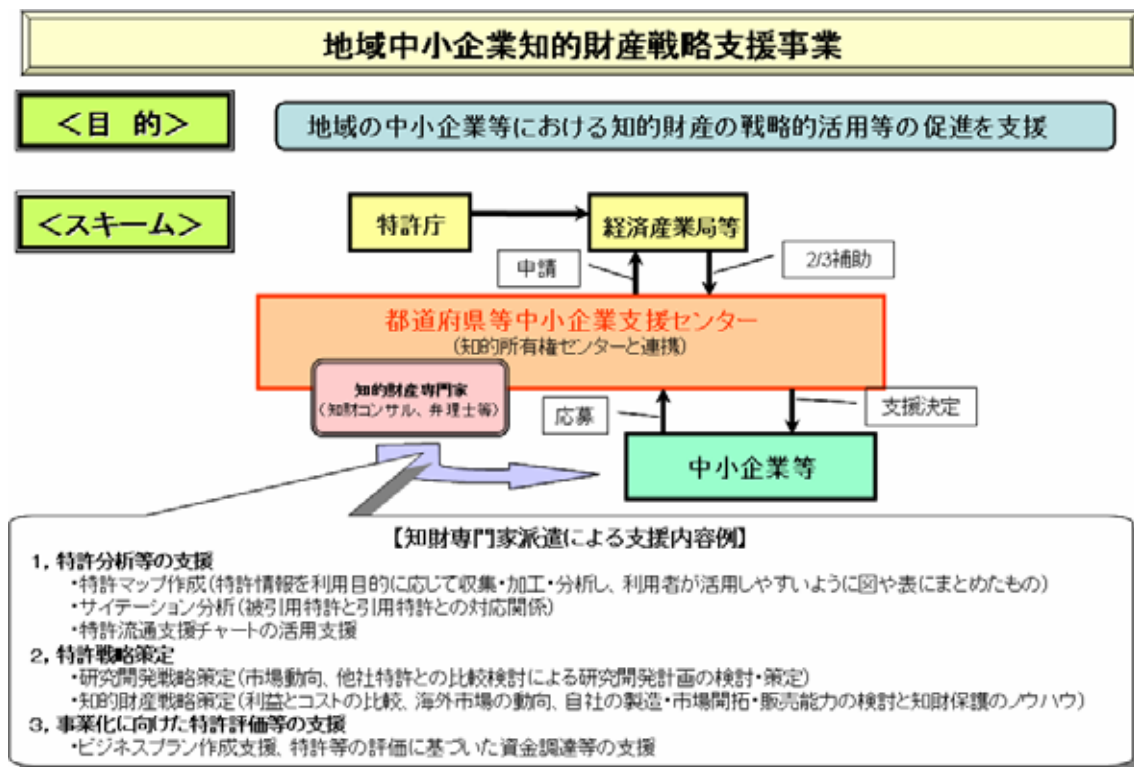
第1章では、地域中小企業の知財戦略支援事業の概要を理解するために、最低限必要な事項について以下概要を紹介すると以下のとおり。

## 1. 知財戦略支援事業のスキームとポイント

知財戦略支援事業は、「地域の中小・ベンチャー企業に対して、**知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣**することにより、企業における知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援する」ものとして平成16年度に創設された。

### (1) スキームの概要

スキームは、以下の図のとおりとなる。



### (2) 特徴(ポイント)

本支援事業の特徴(ポイント)としては以下の点があげられる。

国が全国一律に実施している事業ではなく、事業の実施を希望する都道府県等の中小企業支援センター<sup>1</sup>(以下「支援センター」という。)の管轄地域のみ

<sup>1</sup> 19年度は、特許庁に対して、17の支援センター([http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_center.htm](http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_center.htm))から

で、地域の特性を活かして実施している。

派遣される知財の専門家や支援の内容は、(一定の制約はあるものの、)中小企業の事情や意向を反映して決定されている。

派遣される専門家としては、弁理士・技術士・中小企業診断士・知財コンサルティング会社等が多いが、支援センター毎に異なる。

中小企業への専門家派遣の費用については、国(特許庁)から2/3が助成されるが、残りの1/3の負担は支援センター毎(1/3の費用負担については、中小企業が全額負担するケース、中小企業と支援センターが一部ずつ負担するケース、支援センターが全額負担するケース)に異なる。

負担割合は異なるものの、多くの場合は中小企業が専門家派遣費用の一部を負担している。

## 2. 主要情報の概説

本支援事業を理解するにあたって、必要な情報を列挙すると次のとおり。

### (1) 支援対象となる中小企業の要件

次の要件を満たす中小企業の方が支援企業の候補となり、公募のあった企業から支援センターが選定する。

中小企業支援法第二条に定める「中小企業者」であること。

『資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下...』

策定された知財戦略を適切に実行できること。

...知財戦略を組み立てていく意思とそれを活用するだけの体制があること。

独自の技術基盤を持ち合わせていること。

### (2) 中小企業に対する支援内容

中小企業の置かれている状況や課題に応じて、以下の ~ のような支援施策を有機的に組み合わせて行い、知的財産を核とした企業の経営戦略の策定を支援する<sup>2</sup>。

#### 特許分析等の支援

##### a) 特許マップ作成

特許情報を図・表にまとめて活用しやすくしたものを作成。異業種分野へ

---

事業の実施希望があった。20年度に事業を実施する支援センターは未確定(H20.3現在)。

<sup>2</sup> 実際の支援内容や特に評価されている支援内容については、第2章や第3章で紹介する事例やアンケート調査結果を参照。

の進出や事業展開、技術シーズや特許保有企業発掘、異業種分野進出等の参考として活用。

b)サイテーション分析

ある特許における他の特許の明細書に記載された引用文献及び登録特許で書誌事項の参考文献に記載されている引用文献を抽出し、その被引用回数を集計。2社間の技術関係等を分析。

c)特許流通支援チャートの活用支援

汎用特許マップである特許流通支援チャートの活用方法等を支援。

**特許戦略策定等の支援**

a) 研究開発戦略策定

市場動向、他社特許との比較検討による研究開発計画の検討・策定。

b) 知的財産戦略策定（利益とコストの比較、海外市場の動向、自社の製造・市場開拓・販売能力の検討と知財保護のノウハウ）

c) 出願方針（取得すべき知的財産の種類、知財の取得による利益とコストとの比較による周辺特許の出願範囲の見極め、市場調査に基づく海外特許の出願国決定等）

e) 活用方針（自社特許の実施（自社、一部・全部ライセンス、クロスライセンス、プール戦略、専用権設定）、他社特許の活用（他社からのライセンスの検討）

f)保護（類似技術の検討、製法特許取得の検討、営業秘密の保護、他社からの知財に関するクレーム対応、市場監視と自社知財保護）

**事業化に向けた特許評価等の支援**

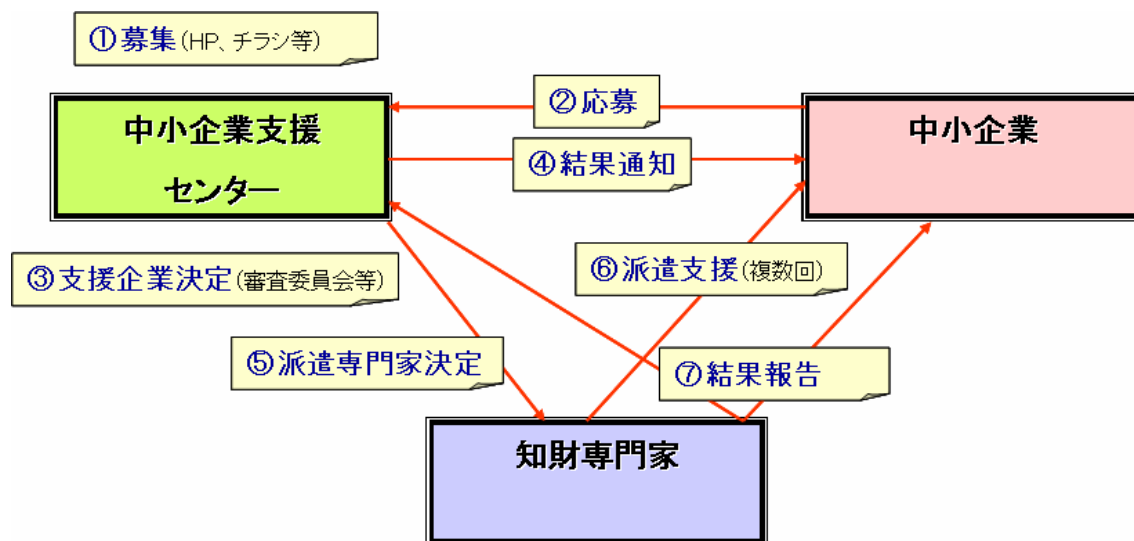
a) ビジネスプラン作成支援

b) 特許等の評価に基づいた資金調達等の支援

（3）全体的な流れ

本支援事業の特徴の一つとして、知的財産を戦略的に活用する意欲のある中小企業と知的財産戦略支援の専門家と府県等中小企業支援センターが三位一体となって支援を実施していく点があげられる。事業を実施する際の典型的な流れは以下のとおりである。

< 中小企業からみた流れ >



< 支援センターの業務からみた流れ >

選考委員会の設置

全体計画の策定

支援対象企業の募集・選定

派遣する知財専門家の選定

企業と知財専門家のマッチング作業

個別支援計画の策定

企業への知財専門家派遣

進捗状況管理とバックアップ

実績評価、P R

<参考> 実際の事業の実施方法は？

本事業を実施した経験のある中小企業支援センター向け調査結果（発送20センター、回収16）によれば、実際には以下のような例が多い（調査結果一覧は参考資料参照。）

支援対象企業の募集方法

HPや紙媒体による募集が主となっている。これに加えて、知財専門家が自身のネットワークを利用して知財支援の効果があると考える企業を紹介する例も少なくない。

\*実施している募集方法（複数回答あり）

1．チラシ作成と配付	81%
2．HPに掲載	56%
3．DM発送	56%
4．専門家からの紹介	56%
5．情報誌に掲載	44%
6．その他	38%

支援対象企業

実際には主に以下のようなルートで応募した企業が選定されている。

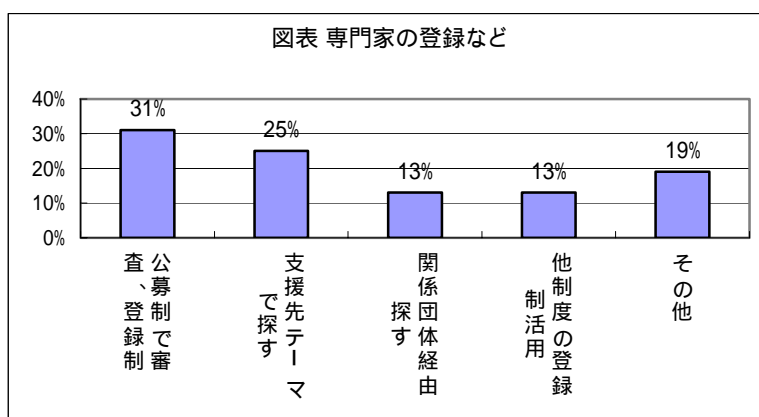
企業自身が公募案内をみて自主的に応募した企業（40%）

他の中小企業関連支援を受ける中で本事業を紹介され応募した企業(40%)

知財専門家（弁理士・技術士等）

専門家の探し方

調査結果によれば、以下のような手法で専門家を手当している。



### 専門家の選定方法

アンケート結果によれば、「センター主導型」、「支援企業意思重視型」、「コーディネーター活用型」に大別される。

中では、「支援企業意思重視型」が最も多いですが、センターの登録リストから選択する方法のみならず、支援企業自身で専門家を推薦することができる場合もある。

また、ヒアリングによれば、コーディネーターが仲介するケースでは、支援企業のニーズと支援者の資質とのミスマッチが少ないとの指摘がある。

### 支援回数等実績

1社あたり10回程度が目安となっている。支援する専門家としては、複数の場合（例：弁理士・中小企業診断士・技術士等）が多いが、企業の一回の派遣については、1人の専門家で派遣される場合と複数の専門家で派遣される場合がある。